

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）（抜粋）

労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃（職権による成立手続の徹底等）【平成 16 年度中に結論】

労災保険の現行制度の下では、原則として、ある事業所が労働者を 1 人でも使用すれば、当該事業所は「強制適用事業所」となり、事業が開始された日から自動的に保険関係が成立する。このため、保険関係成立届を届け出していない（保険料未納付である）事業所で生じた労災事故についても、労働者保護の観点から、被災労働者は給付を受けることができる仕組みとしている。

こうした中で、すべての強制適用事業所のうち、現に保険関係成立届を届け出ている事業所数は約 270 万であるが、他方、未手続事業所は、最大限約 60 万（全体の約 14%）存在するとされている（平成 13 年度推計値・厚生労働省提出資料より）。

このように、労災保険は、本来、強制適用保険制度であるにもかかわらず、事業主の中にはそれを十分に認識していないケースや、未手続事業所に対し労働基準監督署の職権による成立手続を十分に行っていないことなどにより、事業所間の公平性等が保たれていない。

なお、使用者が故意または重過失により労災保険に加入していない期間に事故が発生した場合には、療養開始後 3 年以内の場合に限って、保険料のほか、保険給付額の全部または一部（最大限 40%程度）を徴収することとしている。法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収できるにもかかわらず、そのような運用をしていないことや、故意又は重過失のある場合を限定的に解していることについて、厚生労働省は「使用者に対して経済的な過大な負担を強いることや、労災保険への加入手続が行われないこと自体を防ぐため」としているが、こうしたことが、一部使用者のモラルハザードを助長し、結果的に労災事故防止の妨げとなっていると考えられる。

したがって、こうした未手続強制適用事業所を一掃するため、周知・啓発や加入推奨にとどまらず、労働基準監督署の職権等の積極的な行使などの措置を講ずる。